

投票行動の要因分析¹

投票率上昇による民意反映をめざして

大阪大学 山内直人研究会 投票班

2004年12月

柿元 佑子²
小柳 昌子³
西口 香緒里⁴
今北 恭平⁵

¹本稿は、2004年12月11日、12日に開催される、ISFJ（日本政策学生会議）、「政策フォーラム2004」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、山内直人教授（大阪大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得べき誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

² 大阪大学経済学部 3年 c0054ky@std.econ.osaka-u.ac.jp

³ 大阪大学経済学部 3年 c0086km@std.econ.osaka-u.ac.jp

⁴ 大阪大学経済学部 3年 c0150nk@std.econ.osaka-u.ac.jp

⁵ 大阪大学経済学部 4年 b0015ik@std.econ.osaka-u.ac.jp

要旨

選挙は、国民が今行われている政治や政策に対して、自分の意思を表明できる唯一の機会である。しかし近年、参議院議員通常選挙の投票率は 50% 台と停滞を続けており、有権者の約半数の意思表示のみによって政治が行われていることになる。この現状を打開すべく、投票制度が改正され、有権者にとって投票に参加しやすい環境が整いつつある。にもかかわらず、依然低投票率のままであり、改正が十分に効果的であったとはいえない。

本稿では、現在の低投票率による選挙結果は、国民の意思が正確に反映されたものであるとはいえ、国民が国政を監視する機会となっていないのではないかと、という点を問題意識に掲げている。そこで、投票率を上昇させるのに有効な対策を見出すべく、投票行動の要因分析を行った。

被説明変数には有効投票率を用いて、Riker モデルに従って選定した説明変数をもとに OLS 回帰分析を行う。その結果説明力を持ったのは、接戦度、一票の格差、一人あたり行政投資額、完全失業率、若者率であった。

以上より投票率を上昇させるための提言を 3 つ行う。第一に一票の格差の是正である。比例区の定数を削減し、選挙区に割り振ることで格差は是正できると考える。また、定数配分は国会ではなく、第三者機関が定期的に行うべきであると考え。第二に、選挙を白熱させる環境作りとして、まず、公職選挙法の改正を提言する。具体的には、候補者以外の第三者による公開討論会開催の自由化と、インターネット上での選挙運動を解禁することが必要であると考え。また、選挙公報の活用も必要であると考え。第三に、若者を投票参加に導く教育の充実である。投票参加への義務感を養い、また社会問題に対する関心を深めるために、模擬投票の実施が有効であると考え。

民意を正しく反映した国政を目指して、以上のような政策を行い、低投票率を改善することが必要である、といえる。

はじめに

第1章 選挙の現状

- 第1節 日本における選挙制度の現状
- 第2節 投票制度の現状
- 第3節 投票率の推移
- 第4節 諸外国の投票率の現状

第2章 投票行動の決定理論および先行研究

- 第1節 公共選択理論から投票行動研究へ
- 第2節 理論モデル
- 第3節 先行研究

第3章 実証分析

- 第1節 分析手法ならびに説明変数
- 第2節 実証分析
- 第3節 分析結果の考察

第4章 政策提言

- 第1節 一票の格差是正
- 第2節 環境の整備
- 第3節 教育の充実

参考文献・データ出典

はじめに

今年、アメリカでは4年に1度のアメリカ大統領選挙が行われた。投票は11月であるにもかかわらず、候補者の話題や公開討論会の模様などが、年初から日本でもテレビや新聞などのマスコミでとりあげられていた。また、日本国内では、7月には参議院議員通常選挙が行われた。この選挙においても、マスコミが選挙告示前から大々的に選挙の話題を取り上げていた。さらに告示後も現在の選挙戦の状況を報じるなど、報道もさらに熱を帯びたものになり、有権者の関心を集めた。このことから、選挙が国民にとって重要なもので、大変関心の高いものであると考えられる。

しかし、こういった注目度の高さに反して、近年、国政選挙である衆議院議員総選挙および参議院議員通常選挙の投票率は50%台と停滞を続けている。そのため、選挙に対する有権者の関心の高さが、直接投票参加を示す投票率には反映されていない。

そもそも選挙とは、国民が今行われている政治や政策に対して、投票という行動によって自分の意思を表明できる唯一の機会である。しかし、現状では投票率は50%台と、有権者の約半数の意思しか反映されていない選挙であることがわかる。

本稿では、現在の低投票率による選挙結果が国民の意思が反映された結果になっておらず、したがって、今行われている政治や政策がきちんと国民の意思の反映されたものになっていないのではないかと、さらには国民が国政を監視する機会をしっかりと活用できていないのではないかとこの点を問題意識に掲げている。この問題を改善するために、現在の投票行動の要因を分析することで、投票率が上昇し選挙をより国民の意思を反映させたものにするための政策を検証した。

本稿の構成は以下のようになっている。

2章では選挙の現状を述べる。選挙制度の現状やこれまで行われてきた投票制度改革、また投票率の推移を述べるとともに、諸外国における投票率の現状についても取り上げる。

3章では投票行動に関する理論について取り上げる。さらに、その理論を用い投票率について分析した論文、「総選挙における投票率の説明」(宮野,1989)ならびに「投票率の要因分析」(山田,1992)を先行論文として紹介する。

4章では前章で取り上げたモデルと先行論文を用いて、本稿で用いる説明変数の説明を行った上で、投票行動の要因分析をOLS回帰分析によって行う。さらに、分析結果を考察していく。

5章では分析によって得られた結果と考察を元に政策提言を行い、投票率上昇のために必要な政策を述べていく。

第1章 選挙の現状

日本では、1947年に現在の参議院と衆議院の2院制に移行した。両議院の制度を比較すると、選挙制度や投票制度において違いがある。まず、選挙制度の違いには選挙区の区割りや、比例区についての違いがある。また、投票制度においても平成に入ってから改正が行われ、有権者がより投票しやすい環境に整備されつつあると考えられる。

しかし、投票率の推移をみると、1980年代までと1990年代以降では約10%の差があり、制度改正が効果的であるとはいいがたい現状となっている。

また、投票率の高い諸外国についてみてみると、高投票率の背景に国民の意識や教育が関係していることが考えられ、日本においても国民の意識や教育などの改善を行うことが投票率上昇の要因になり得るのではないだろうか。

第1節 日本における選挙制度の現状

日本は1947年、貴族院が参議院に変更され現体制の2院制に移行し、衆議院を第1院、参議院を第2院としている。衆議院の定数は選挙区300名、比例区180名の合計480名であり、任期は4年で全員一斉に改選されるが、解散がありその場合は任期途中で選挙が行われる。一方、参議院は選挙区146名、比例区96名の合計242名であり、任期6年で解散はなく3年に1度半数ずつ改選が行われる。

両議院の選挙制度面の大きな違いは、まず選挙区の区割りの仕方である。衆議院は都道府県をさらに市や区などで分け選挙区を決め、一つの選挙区からは当選者が一人となっている。一方、参議院は都道府県を1つの選挙区とし、各選挙区からは当選者が一人～4人になっている。

また、比例区においても違いがある。衆議院では選挙区との重複立候補が認められ、選挙区で落選した候補でも比例区で復活当選を果たせる制度になっているが、参議院では重複立候補はできないことになっている。これは背景に、参議院での選挙区と比例区の明確な区分けがされていることがあると考えられる。参議院は、もともと地域の代表として議員を選出するという理念で作られた地方区と、広く全国から国民の代表を選ぶという理念で作られた全国区があり、地方区が現在の選挙区、全国区が比例区になっている。

地方区は現在まで変わりはないが、全国区は以前、候補者の名前を書いて投票する制度であった。しかし、候補者間の資金力が選挙結果に影響を及ぼすと考え、その影響を排除するために政党名での投票に変更された。しかし、非拘束名簿式制度導入により、同じ問題が再燃してきていると考えられ、比例区の理念と実情が乖離した状態になっている。

第2節 投票制度の現状

投票制度も時代に応じて常に改正が行われている。平成に入ってから大きな改正としては2点挙げられる。まず、投票時間の延長が行われ、投票終了時間が午後6時から午後8時に変更された。また、不在者投票制度の変更も段階的に行われた。これは不在者投票を行うことができる有権者の基準が緩和され、さらに手続きも簡素化された。これまで不在者投票は、選挙人名簿登録地に居住していない、つまり住民票がある地域とは違う場所に住んでいる人にしか認められていない制度であった。しかし、改正により期日前投票制度ができ、選挙人名簿登録地に住む人でも、選挙当日所用がある場合は不在者投票を行えるように基準が緩和された。また、これまでは不在者投票を行う際には、投票用紙を封筒に入れるなど手続きが複雑化していたものが、選挙当日に投票するのと同じように、直接投票用紙を投票箱に入れるだけになり、手続きが簡素化された。これらの制度改革によって、より有権者にとって投票しやすい環境に整備されつつあると考えられる。

第3節 投票率の推移

現行の2院制に移行以来、これまで参議院では20回、衆議院では22回選挙が行われた。その投票率をみていくと、(図1参照)1980年代までと1990年代以降で投票率の乖離が見られる。1980年代までは上下を繰り返しながらも、投票率は平均約70%と比較的高い水準で推移していた。しかし、1990年代以降になると投票率は低下し始め、平均約59%とそれまでより約10%低下し、低い水準になっている。2節で触れたように、有権者が投票しやすいような投票制度に改正されているにもかかわらず、投票率が停滞していることから、それらの改正が十分効果的だとはいいがたいのが現状である。

第4節 諸外国の投票率の現状

諸外国の選挙について、主に高投票率の国に焦点を当てて、その現状を述べていく。まず、日本と一番選挙制度が類似しているドイツについてみてみる。ドイツの連邦議会選挙の投票率は80%以上と大変高い。この背景には国民にとって、選挙は義務であり、自分自身が持つ権利であるという考え方が浸透していることがある。また、その考え方が浸透する理由としては、初等中等段階での教育が徹底されていることが考えられている。

次に、イギリスをみると、イギリス総選挙の投票率は70%台で推移している。イギリスでは政権公約、いわゆるマニフェストが大変重要視されており、選挙の際にもマニフェストをもとにした政策論争が行われている。そのため、マニフェストに対する国民の関心も高く、これまでのマニフェストの達成度やこれからの実現可能性を加味して国民は投票している。このことから、国民が政治を監視する役目も担っていると考えられる。

また、連邦議会選挙の投票率が90%以上という高水準で推移しているのがオーストラリアである。オーストラリアも選挙が義務であるという点はドイツと同じであるが、さらに理由なく投票を棄権することは許されないことだとされている。そのため、1920年代に理由なき棄権には罰金が科せられる義務投票制を制定して以来、高投票率が続いており、その影響が高投票率の要因だと考えられる。

このように高投票率であることの背景には、国民の選挙に対する意識や教育などが関係していることが考えられる。現在、低投票率の日本においてもこのような改善を行うことが投票率上昇の要因になり得るのではないだろうか。

第2章 投票行動の決定理論および先行研究

投票行動については、国内外で様々な研究がなされてきた。しかし、日本における投票行動の研究は断片的にしかなされておらず、特に、投票率そのものをテーマに取り扱っている研究は少ない。これは、分析のためのデータが不足していることや、各選挙での個別事情が大きく作用するために投票行動を一般化しにくいことなどが原因だと考えられる。アメリカでも、投票行動に関して多くの研究がなされてきたが、個別の選挙結果を説明するための研究が多い。また、主にアメリカで発展してきた投票行動に関するモデルは、アメリカの選挙事情に強く拘束されていて、その理論・方法についても錯綜している。

日本で投票率の低下が深刻な問題となっている現在、理論に基づいた投票行動分析を行う意義は大きいと考える。本章ではまず、公共選択論の展開から投票行動に関する理論が構築されるに至った経緯を概観し、次に理論を基にした先行研究を紹介する。さらに本稿で行う分析についても述べていく。

第1節 公共選択論から投票行動研究へ

公共選択論とは、現実の様々な問題に対して、市場システムに基づく従来の経済学では説明しきれなかった非市場部門の決定の仕組みを、私的利益に動機づけられた行動主体の合理的行動から説明するものである。個別的事実の解明よりも、それらに共通する現象をモデル化しようとしている点で、従来の政治学とは異なった特徴を持っている。公共選択論が、最も早く政治に関する分析に適用されたのは、投票行動の分野であった。ここでは、有権者は私的利益を最大化するために、自分にとって最も有利な政策を打ち出した候補者に投票し、候補者や政党もまた、私的利益に基づいて選挙で選ばれるような政策をつくと想定される。Downs は『民主主義の経済理論』において、選挙分析における公共選択論に、一応の基礎を形成した。

Downs は、いかなる形の政治的行動が民主主義国家の政党および有権者にとって合理的であるか、という問題意識のもとで議論を展開している。Downs の想定する民主主義政府とは、普通選挙で選出された政党が政府を運営するという代議制のことであり、日本におけるような議院内閣制に良くあてはまるものである。Downs によれば、ある有権者の投票に行くか棄権するかは、

① 自分の投票の重要性 ② 政党間の期待効用差 ③ 投票コスト ④ 長期的利益
という、①②④の利益の総体と③の費用との比較で決まる。小林良彰の『公共選択』によると、①～④の解釈は次のようになる。

- ① 自分の投票の重要性とは、自分が投票に参加することで選挙の結果に影響が生じるかどうかに関する主観的予測である。この予測とは、選挙が接戦になるかどうか、つまり他

- の有権者に関する予測に基づいている。
- ② 政党間の期待効用差とは、選挙に出馬する複数の政党（候補者）の提示する政策に対して有権者がどの程度、効用の違いを認知するかということである。
 - ③ 投票コストとは、有権者が投票に参加するために必要なコストである。このコストには政党の政策を認知するために要するコストが含まれる。
 - ④ 投票の長期的利益とは、有権者の投票参加が民主主義システムの維持に寄与するという考えに基づく。つまり長期的利益とは、民主主義の作用が維持されることによって、有権者が得る利益である。

Downs は、合理的有権者は、投票参加による利益が費用を上回っていれば投票し、特定の政党もしくは候補者を強く支持している場合でも、投票することによって得られる利益が投票にかかる費用を下回れば、棄権するとした。Downs は上記の過程を定式化しなかったが、Downs の議論を受け、投票行動に関する計算式を提示したのは Riker と Ordeshook や、Good と Mayer などの研究者である。今日、投票参加の基本モデルとして一般に認識されているのが、Riker と Ordeshook のモデルである。したがって本稿でも、この Riker らのモデルをもとに投票行動分析を進める。

第 2 節 理論モデル

Riker モデルは、ある有権者が選挙で投票に参加することから得られると期待される効用 (R) が何によって決まるかを示しており、以下のように表される。

$$R = P \times B - C + D$$

- R：投票参加により得られる期待効用
 P：自分の一票が選挙結果を左右する可能性
 B：各選択肢間の期待効用の差
 C：投票参加にかかるコスト
 D：投票したことにより投票義務を果たしたという満足感

このモデルにおいては、投票参加によって得られる期待効用値 $R > 0$ ならば有権者は投票し、 $R \leq 0$ ならば棄権する、と考えられる。P×B は、選挙の結果によってもたらされると考えられる効用の期待値、D は選挙結果とは独立した、投票参加という行為自体から得られる心理的満足感である。Riker と Ordeshook は、アメリカ大統領選挙の際の世論調査データを用いて、上式が現実にあてはまるかどうかを検証した。その結果、自分の一票が選挙結果を左右する可能性が大きいと感じ、政党間の政策の効用差をより大きく認識していて、投票参加による満足感が大きい有権者ほど投票に参加し、投票コストは他の要因とは独立した変数であることが示され、モデルの整合性が確かめられた。

本稿では、この Riker モデルをもとに P、B、C、D それぞれのタームを説明すると考えられる変数を選択する。

ここで問題となるのは、Riker モデルは 2 政党間の選挙を前提にしているが、必ずしも 2 大政党制とはいえない日本の政治の分析にも対応できるのだろうか、ということである。これについては、小林良彰の『公共選択』を参考にし、選挙の争点を多次元化して空間モデル

を再構築することで、二大政党制でなくとも期待効用差は出せると理解し、分析を進めることにする。

第3節 先行研究

国政選挙の投票率それ自体を中心テーマとした論文は多くはない。そのなかで、宮野(1989)と山田(1992)は、アグリゲートデータを利用した分析として重要である。

宮野(1989)は、1976年から1983年までの4回の衆院選の投票行動要因を、選挙区レベルで説明している。この論文では、Rikerモデルから理論的に予想される変数を考察し、それらを用いてマクロの選挙区レベルのデータで分析を行っている。具体的には、RikerモデルのPターム(有権者個人が選挙結果に影響する可能性に関わる変数)にあたると考えられる、一票の重みと接戦度が、投票率にどう影響しているのかを検証している。一票の重みとは、有権者の投票価値を表しており、ある地域の有権者数を議員定数で除したもので表される。その値が大きいほど、つまり、より多くの有権者を代表している議員を選ぶときほど、その有権者の一票の重みが軽いことを表す。論文の結果は、一票が軽い選挙区ほど投票率は低くなる、というものである。これは、一票の重みが個人に直接影響して、投票意欲を奪うからだと言われている。また、接戦になるほど投票率は上がるという結果がでている。さらに、他の変数の投票率への影響も調べ、若者比率が上がるほど投票率は下がることなどが明らかにされている。

山田(1992)は、Rikerモデルを採用している点は宮野(1989)と同じだが、このモデルに沿って変数を4つのタームに分類し、そのリストを基に重回帰分析を行って、選挙区ごとの投票率の地域差が、いかなる要因によって説明されるかを研究している点で異なる。用いた変数は、一票の重み、競争倍率、接戦度、各次産業人口比、若者層人口比、持家率、人口集中地区人口比、完全失業率などである。取り上げている選挙は、1979年から1986年までの4回の衆院選である。その結果、投票率の選挙区間差異を説明するにあたって有力な変数として、人口集中地区人口比、一票の重み、接戦度、などが挙げられている。

日本における投票行動に関する実証研究はまだまだ少なく、近年においてもその研究は進んでいるとはいえない。上記で紹介した2論文も最近のものではない。これは、データに制約があることや、投票行動それ自体のモデル構築が困難であることが原因と考えられる。これらのことから本稿では、できるだけ最近の都道府県別データを用い、日本の近年における投票行動分析を行うことにした。被説明変数としては、参議院議員選挙の有効投票率を用いた。参院選を採用する理由としては、参院選は3年に1度、定期的に行われるので、衆院選と比較して個別事情の影響を受けにくいと考えられる点、衆院選に比べ、投票率の低さが著しい点、などが挙げられる。また、本稿では、低投票率の選挙では民意が国政に正しく反映されていないのではないか、ということの問題意識として挙げている点をふまえ、投票率ではなく実際に選挙結果に影響を与える有効投票数だけを用いた有効投票率を採用した。

説明変数としては、宮野(1989)や山田(1992)を参考にしながら、いくつかの変数を新たに加える。これは、景気低迷や少子高齢化など、近年顕著になった社会問題の影響が、低投票率に与える影響は大きいと考えたからである。また、理論を基にした説明変数の分類については山田(1992)を参考にしながら、本稿ではRikerモデルの各項目をさらに明確に解釈し、選択した説明変数をより厳密に分類する。

第3章 実証分析

ここでは、有権者の投票参加が、どのような要因によって決定されるのかを分析する。まず、前章で紹介した Riker モデルに基づいて、接戦度、一票の格差、一人あたり行政投資額、完全失業率、第3次産業就業者割合、賃金率、若者率、短期居住年数者割合を説明変数として選定した。被説明変数には有効投票率を用いて、OLS 回帰分析を行う。これにより得られた分析結果をもとに考察していく。

第1節 分析手法ならびに説明変数

本章は、どのような要因が投票参加に影響を与えているかを分析するために、第19回参議院議員通常選挙のデータを用いてOLS回帰分析を行う。

被説明変数には各都道府県別の有効投票率を用いる。有効投票率とは、投票総数から無効投票数を引いた有効投票数を選挙当日有権者数で除したものである。

説明変数については、Riker モデルに従い、以下のように分類した。

- P ターム：接戦度、一票の格差
- B ターム：一人あたり行政投資額、完全失業率
- C ターム：3次産業就業者割合、賃金率
- D ターム：若者率、短期居住年数者割合

ここからは、タームごとにそれぞれの説明変数の選定理由、有効投票率に与える影響の予測について述べていく。

(1) P ターム

有権者が、自分の一票で選挙結果を左右できる可能性が大きいと感じるほど、有効投票率は高くなる、という考えのもと選定したものが、P タームの説明変数である。

まず、選挙が接戦であるときほど、有権者は自分の一票が選挙結果に与える影響が大きい、と感じると考えられる。そこで、接戦度を表す指標として、最下位当選者に対する次点候補者の得票割合を用いる。この変数は各都道府県において、最終議席がどれほど争われたかを表している。この値が1に近づくほど、選挙は接戦であったと考えられる。したがって、この変数は有効投票率に正の影響を与えると考えられる。

次に、一票の重みが大きくなるほど、自分の一票が選挙結果に与える影響が大きい、と有権者は感じると思われる。そこで一票の重みを表す指標として、選挙当日有権者数を各選挙区の定数で除したものをを用いる。さらに、一票の格差を測るために、この値が全都道府県のうち最も大きい東京都の値を、各都道府県の値で除す。この値は、東京都を基準の1とした場合に、各都道府県において、一票の重みが何倍であるかを表している。したがって、この変数は有効投票率に正の影響を与えると考えられる。

(2) B ターム

各選択肢間の期待効用差は、国政によって今までもたらされてきた効用の大きさに左右される、という考えのもと選定したのが B タームの説明変数である。まず、各選択肢間の期待効用差とは、ある有権者が各候補者に対して、当選後にもたらしてくれると期待する効用の差である。国政への期待が大きいときは、各候補者への期待も大きくなるので、各候補者間の期待効用差も認識しやすくなる、と考えられる。ここで、国政への期待というのは、国政によって今までもたらされてきた効用によって形成され则认为る。

まず、一人あたり行政投資額は、各都道府県における、国負担行政投資額を各都道府県の人口総数で除したものをを用いる。国負担行政投資の予算は、国政によって決められるものであるため、行政投資額が多いほど、有権者は今までもたらされてきた効用が大きい、と感じ、候補者に対する期待が高くなる、と考えられる。したがって有効投票率には正の影響を与え则认为る。

次に景気の影響を表す指標として、完全失業率を用いる。現在の景気は、今までの政治によってもたらされたものであるもので、現在の景気がよければ、今後の政治への期待も高くなると考えられる。一般的に失業率が低いと景気が良いと考慮されるので、有効投票率には負の影響を与え则认为る。

(3) C ターム

投票に行くための機会費用が高くなるほど、有権者の投票参加は妨げられる、という考えのもと選定したものが、C タームの説明変数である。

そこで、時間あたり賃金率を選定した。これは、時間あたり賃金率が高いほうが、投票に行くための時間に対する機会費用が高いと感じる、と考えたからである。データは、都道府県別の平均現金給与総額を総実労働時間で除して用いる。この変数は有効投票率に負の影響を与え则认为る。

また、日曜日に仕事がある人は、仕事がない人に比べて機会費用が高いと感じると考慮される。そこで、日曜日に仕事がある確率の高いサービス業が含まれている、第3次産業従事者の全就業者に占める割合を用いる。この変数も有効投票率に負の影響を与え则认为る。

(4) D ターム

投票に行くことへの義務感や、投票をしたことによる満足というものを変数で表すにあたって、これらを「義務感や満足が形成される背景」と解釈して選定したものが D タームの変数である。

まず、義務感や満足の形成には、年齢が影響すると考慮される。ある程度の年齢になると、選挙の争点となる社会問題に対して関心が高くなり、投票によって自分の意見を表明することに満足を感じやすいと考慮される。しかし、若者は社会問題を身近な問題と捉えにくく、関心が低い人が多いので、投票に参加する意欲も低くなると考慮される。そこで、本稿では20代人口割合を、若者率として選定した。これは20代人口を選挙当日有権者数で除したものである。若者が多いほど、すなわち若者率が高いほど有効投票率は低いと考慮される。したがってこの変数は有効投票率に負の影響を与え则认为る。

次に、その土地への帰属意識が義務感の形成に影響を与え则认为て、短期居住年数者割合を選定した。これは、現在の土地への居住期間が1年未満の者を短期居住年数者とし、この数を総数で除したものをを用いる。居住期間が短い者は、その土地への帰属意識が低いと考慮されるので、この変数は有効投票率に負の影響を与え则认为る。

なお、データの出典は以下の通りである。

投票総数、無効投票数、有効投票数、選挙当日有権者数、最下位当選者得票数、次点候補者得票数、議員定数のデータは、第19回参議院議員通常選挙結果調より用いた。

完全失業率は労働力調査より 2001 年の都道府県別年平均完全失業率を用いた。
 国負担行政投資額は日本統計年鑑をより 2000 年のデータを用いた。
 平均給与総額、総実労働時間は毎月勤労統計調査をより 2001 年のデータを用いた。
 20 代人口、人口総数は平成 13 年人口推計年報より用いた。
 居住期間が 1 年未満の人口は国勢調査第 3 次集計結果より 2000 年のデータを用いた。
 第 3 次産業従事者割合、就業者総数は総務省国政調査報告より 2000 年のデータを用いた。

第 2 節 実証分析

以上の説明変数を用いて、実際に有効投票率を説明するためのモデルを提示し、OLS 回帰分析を行う。モデルは下記のものである。

$$Y_i = \alpha + \beta_1 X_{1i} + \beta_2 X_{2i} + \beta_3 X_{3i} + \beta_4 X_{4i} + \beta_5 X_{5i} + \beta_6 X_{6i} + \beta_7 X_{7i} + \beta_8 X_{8i} + \varepsilon_i$$

$i = \text{サンプル数}(1, 2, \dots, 47)$

- Y_i : 有効投票率
- X_1 : 接戦度
- X_2 : 一票の格差
- X_3 : 一人あたり行政投資額
- X_4 : 完全失業率
- X_5 : 賃金率
- X_6 : 第 3 次産業就業者割合
- X_7 : 若者率
- X_8 : 短期居住年数者割合
- β : 回帰係数 (パラメータ)
- ε_i : 誤差項
- α : 定数項

分析の結果、モデルは以下のように推定された。

$$Y_i = 63.47964 + 5.699471X_{1i} + 1.281476X_{2i} + 0.024661X_{3i} - 1.25134X_{4i} \\ + 0.00094X_{5i} - 0.09738X_{6i} - 0.95785X_{7i} + 1.011108X_{8i} + \varepsilon_i$$

さらにこのモデルについて F 検定を行う。この場合の帰無仮説 H_0 は

$$\lceil H_0 : \beta_1 = \beta_2 = \beta_3 = \beta_4 = \beta_5 = \beta_6 = \beta_7 = \beta_8 = 0 \rceil$$

である。

このとき F 値は 8.248798 となり、自由度 8、38 の F 分布 5% 臨界値 2.193559 を上回るため、帰無仮説は棄却される。

ここまでの分析は誤差項の分散は均一であるという仮定が成立しているものとしていた。ここで、導出したモデルについて不均一分散が生じていないかを検定するために White 検定を行う。このときの帰無仮説は、「 H_0 : 誤差項に不均一分散はない」である。White 検定の結果、帰無仮説が採択されたため、誤差項に不均一分散はないと考えられる。分析の結果、自由度修正済み決定係数は 0.557651 であった。分析結果をみていくと、5% 有意水準で説明力があると考えられた説明変数は、接戦度、一人あたり行政投資額、若者率であった。また、10% 有意水準で説明力があると考えられた説明変数は、一票の格差、完全失業率であった。

第3節 分析結果の考察

ここでは、先ほどの分析結果を詳しくみていく。まず、接戦度が高いと有効投票率が高いことがわかった。選挙がより白熱しているほど、有権者は自分の一票が選挙結果に影響を与える可能性があると感じ、投票に参加すると考えられる。また一票の格差も有効投票率に正の影響を与えていることがわかった。このことより、自分の一票の重みが大きいほど、自分の一票が選挙に与える影響は大きいと感じ、有権者は投票に参加する、と考えられる。

次に一人あたり行政投資額は、有効投票率に正の影響を与えていることがわかった。行政投資額が多いほど、選挙によって得られる効用が高いと期待して、投票に参加すると考えられる。また、完全失業率は有効投票率に負の影響を与えることがわかった。

また、若者率が高い、すなわち若者が多い地域ほど有効投票率は低いことがわかった。このことより、若者が投票に参加しない傾向にあることがわかる。

投票に参加するコストの要因として考えた貸金率と、第3次産業就業者割合はともに有効投票率に影響を及ぼしていないことがわかった。すなわち、仕事があることや、時間に対するコスト感覚が高いことが、投票率を低下させている要因であるとは必ずしもいえない、ということである。また、短期居住年数者割合も有効投票率には説明力を持たなかった。

なお、本稿で行った分析では、Riker モデルの $P \times B$ の部分を反映できていない。もともと $P \times B$ とは、〈自分の投じる一票が選挙結果を左右する確率〉 \times 〈ある候補者が他の候補者より多くもたらしてくれると有権者が認識している効用〉であり、選挙の結果によってもたらされる期待効用である。しかし、本稿で行った分析は、 P 、 B それぞれにあてはまると考えられるアグリゲートデータを代理変数として用いるため、上式にあてはめても有権者個人の効用関数を推定できない。 $P \times B$ の部分の忠実な再現は今後の課題としたい。

第4章 政策提言

本章では、投票率を上昇させるための提言を3つ行う。第一に一票の格差の是正である。比例区の定数を削減し、選挙区に割り振ることで格差は是正できると考える。また、定数配分は国会ではなく、第三者機関が定期的に行うべきであると考え。第二に、選挙を白熱させる環境作りとして、まず、公職選挙法の改正を提言する。具体的には、候補者以外の第三者による公開討論会開催の自由化と、インターネット上での選挙運動を解禁することが必要であると考え。また、選挙公報の活用も必要であると考え。第三に、若者を投票参加に導く教育の充実である。投票参加への義務感を養い、また社会問題に対する関心を深めるために、模擬投票の実施が有効であると考え。

民意を正しく反映した国政を目指して、以上のような政策を行い、低投票率を改善することが必要である、といえる。

第1節 一票の格差是正

分析から、一票の格差と有効投票率には正の相関があることがわかった。一票の格差は、一票の重みを表す指標である。一票の重みは、有権者が投票する一票が選挙結果に与える影響力であり、定数を各選挙区の有権者数に比例して配分することで平等になる。一票の重みは、日本国憲法（第14条）（参考1）の「法の下での平等」に含まれると解釈されている投票価値の平等の下、平等でなくてはならない。ところが現状は、有権者数の多い大都市やその周辺の選挙区の定数に比べて、有権者数の少ない選挙区では相対的に定数が多く、一票の重みは平等ではない。参議院議員選挙法が制定された1947年当時は、一票の格差は最大2.622倍と比較的小さかった。しかし戦後になって、疎開先からの復帰、高度経済成長などが理由で、地方から都市へと人口が移動したことにより、一票の格差は拡大した。そして、有権者数の少ない選挙区の定数が、有権者数の多い選挙区の定数を上回る逆転現象も起きた。現在は、その現象は解消されたものの、依然として、一票の格差は最大5.06倍（2001年第19回選挙）で大きい。本来、人口分布の変化に応じて、有権者数の減った選挙区の定数を減らし、有権者数が増えた選挙区の定数を増やす定数是正が行われるべきである。しかし、わが国では、定数配分の決定が国会によって決定されるために、定数是正の実施に政治的な要素が影響し、定数是正が積極的に行われなかった。そのため、一票の格差是正のためにこれまで行われた選挙区議員定数の是正は、1992年、1994年、2000年の3度にとどまっており、その効果は格差是正として不十分であると考えられる。

そこで、この問題を解決し、一票の格差を是正するための政策として、定数配分を専門に行う第三者機関を設置することを提言する。これにより、定数是正の実施に及ぼす政治的な要素の影響を排除し、定数是正が公正に、定期的に行われるようにする。

また、定数是正の方法として、比例区定数を減らし、選挙区定数を増やすことを提言する。これまで定数是正は有権者数の少ない選挙区の定数を減らし、有権者数の多い選挙区の定数を増やすことによって実施されてきた。参議院議員通常選挙は、政府の不在を回避するため、憲法により半数改選が規定されている。そのため、選挙区の定数を偶数にする必要があり、

有権者数の少ない選挙区にも最低2定数配分しなければならない。よって、有権者数の少ない選挙区の定数を減らし、有権者数の多い選挙区の定数を増やす方法には限界があると考えられる。また、参議院は第二院的性格から、総定数を増やすことは望ましくない。そこで、比例区定数を選挙区定数に移譲し、その委譲された定数を、有権者数の多い選挙区の定数に配分することで、定数是正を実施するべきであるとする。

第2節 情報公開の推進

分析から、接戦度と有効投票率には正の相関があることがわかった。選挙が接戦であるほど、有権者が投票に参加することを示している。では、選挙が接戦であるとはどういう状態なのか。「接戦」とは、有権者の票が特定の候補者に偏っておらず、候補者間で分散している状態であると考えられる。この状態が達成されるためには、多数の候補者によって、説得力のある意見が提示され、また有権者が候補者の意見の違いを理解することが必要であるとする。

そこで、まず、有権者が候補者間の違いを明確に理解することのできる環境を整備することを提言する。具体的な政策として、2点挙げる。1点目は、現在公職選挙法（第164条の3）（参考2）で禁止されている、公開討論会の候補者以外の者による開催と、同法（第151条の5）（参考3）に抵触する可能性があるとの放送局側の自主判断で放送が行なわれにくい、公開討論会の放送の自由化を認めることである。2点目は、現在同法（第142条、第143条）（参考4、参考5）で実質的に禁止されている、インターネット上での選挙運動を認めることである。

1点目の公開討論会とは、複数の候補者が議論を交わす討論会であるが、有権者にとって候補者の意見の違いを明確に理解することができる場であると考えられる。現在、公職選挙法では、候補者自身による個人演説会の開催は認められているが、候補者以外の者による公開討論会の開催は認められていない。候補者以外の第三者による開催を自由化することで、公開討論会が盛んに開催され、開催にかかる手続きも、第三者が一括して行うことにより、煩雑さが緩和されると考える。市町村や地域自治会が公開討論会を開催することも期待できる。さらに、公開討論会の放送を自由化することにより、公開討論会に実際に参加した有権者だけでなく、参加していない有権者への情報提供手段としても期待できる。したがって、公職選挙法を改正し、公開討論会の候補者以外の者による開催と、公開討論会の放送の自由化を認める新しい条項を設ける必要があるとする。

2点目のインターネット上での選挙運動とは、インターネットのホームページを利用した選挙運動である。ホームページは、24時間アクセス可能であり、有権者にとって候補者に関する情報を得る場として便利であると考えられる。現在、ホームページは、不特定多数の人が閲覧できるという性格を持つことから、告示後はビラやポスターと同じように、公職選挙法（第142条）（参考4）にある「頒布に制限を受ける文書図画」に該当するとされる。そのため、政治活動の一環として利用することは認められているが、選挙運動期間中に開設したり書き換えをしたりすることは禁止されている。第142条に頒布の制限規定を設けている目的は、選挙費用を多く拠出できる、経済的に裕福な候補者が有利になることを防ぎ、選挙運動における平等を保つことである。この目的は、ビラやポスターについては妥当であると考えられる。しかし、ホームページの利用を禁止する目的としては妥当ではないとする。なぜならば、ホームページは、ビラやポスターのように選挙費用を拠出すればするほど宣伝効果の高くなる媒体ではないと考えられるからである。また、ホームページを利用した選挙運動は、24時間開設しているというホームページの性格から、現在認められている選挙運動と比べても効果は高いと考えられ、その効果の高さを期待して、多くの候補者がホームペ

ージを利用した選挙運動を行うと考えられるからである。したがって、公職選挙法を改正し、選挙運動におけるインターネットの利用を認める新しい条項を設ける必要があると考える。

次に、多数の候補者が説得力のある意見を提示できる場を整備することを提言する。候補者による意見の提示は、有権者が投票において、判断材料として有効に利用できることが重要であると考えられる。なぜならば、有権者が目にし、判断材料として有効に利用される提示方法をとることは、候補者の意見に対する責任を増大させ、意見に説得力を持たせるよう努力すると考えられるからである。現在、そのような意見の提示の場として、紙面による選挙運動である選挙公報がある。そこで、選挙運動において選挙公報を活用することを提言する。

第3節 教育の充実

分析から、若者率と有効投票率には負の相関があることがわかった。そこで、若者を投票参加に導く政策が求められる。若者が投票に参加しない傾向にある理由は、社会や政治に対する関心が低く、また、投票に参加しなければならないという義務感が薄いからである、と考えられる。したがって、社会や政治に対する関心を高め、投票参加の義務感を形成するための教育を充実させることが重要となる。本来、そのような教育は社会科目を通して行われるが、ゆとり教育の実現に向けて、学校教育における授業数は減少傾向にある。したがって、限られた授業数で効果の期待できる社会科の実践教育が求められる。

そこで、社会科教育の質を向上するために、模擬投票を授業に採り入れることを提言とする。模擬投票は実際に、スウェーデンで教育の一環として採り入れられており、若者の投票参加の義務感を形成するきっかけとなっている。日本においては、あまり普及するには至っていないが、実際に投票という行為を体験することで、政治に主体的に関わる姿勢を身に付けることができ、社会や政治に対して具体的なイメージを持つことができると考えられる。同時に、選挙の大切さを学ぶことができ、義務感も形成されると考える。さらに、実際に選挙権を得た際に、スムーズな投票参加をもたらすと期待できる。

以上より、現在の低投票率を改善するには、様々な方面からの政策が行われることが求められるといえる。選挙制度の見直しという短期で実施が可能な政策だけでなく、教育面での政策や、随時見直される選挙区定数の配分に関する政策など、長期にわたって実施される政策も必要である。近年、投票率が低いことは問題視されているが、解決するための有効な政策は行われているといえず、投票率は依然として低い。今後、国を挙げて投票参加を促す政策が行われることが必須であろう。

また本稿では、投票行動の要因を探るために、理論に基づいて投票行動を分析してきた。日本において、投票行動を実証的に分析する研究は多くはないのが現状であるが、これから投票行動を題材にした研究・考察が盛んに行われることを期待する。そして、投票参加が促進され、国政が民意を反映したものになることを願う。

① 《先行論文》

宮野 勝 (1989) 「総選挙における投票率の説明」『社会学評論』40 卷 2 号 pp50-63
山田 真裕 (1992) 「投票率の要因分析」『選挙研究』7 号 pp101-116

② 《参考文献》

Downs Anthony 古田精司訳 (1957) 『民主主義の経済理論』成文堂
老川祥一編 (1996) 『やさしい選挙のはなし』法学書院
小林良彰 (1988) 『公共選択』東京大学出版社
小林良彰 (2000) 『選挙・投票行動』東海大学出版社
白鳥令編 (1997) 『選挙と投票行動の理論』東海大学出版社
選挙制度研究会編 (2003) 『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法[第十三次改訂版]』ぎょうせい
藤田博昭著 (1978) 『日本の選挙区制 市民のための政治学』東洋経済新報社
古田精司・原豊 (1979) 『公共部門の経済学』千曲秀版社

③ 《参考 URL》

公職選挙法について<<http://www.houko.com/00/01/S25/100.HTM>> (2004.11.13 アクセス)

④ 《データ出典》

厚生労働省大臣官房統計情報部 [編] 『労働統計年報』
総務省統計局 [編] 『国政調査報告』
総務省統計局 [編] 『平成 13 年人口推計年報』
総務省自治行政局選挙部 [編] 『第 19 回参議院議員通常選挙結果調』
労働大臣官房政策調査部 『毎月勤労統計調査年報』
総務省統計局 HP 労働力調査
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/2003n/ft/zuhyou2/ken01.xls>
総務省統計局 HP 日本統計年鑑
<http://www.stat.go.jp/data/nenkan/zuhyou/y0519b00.xls>
総務省統計局 HP 国勢調査第 3 次集計結果
<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2000/kihon3/index.htm>

図1 投票率の推移

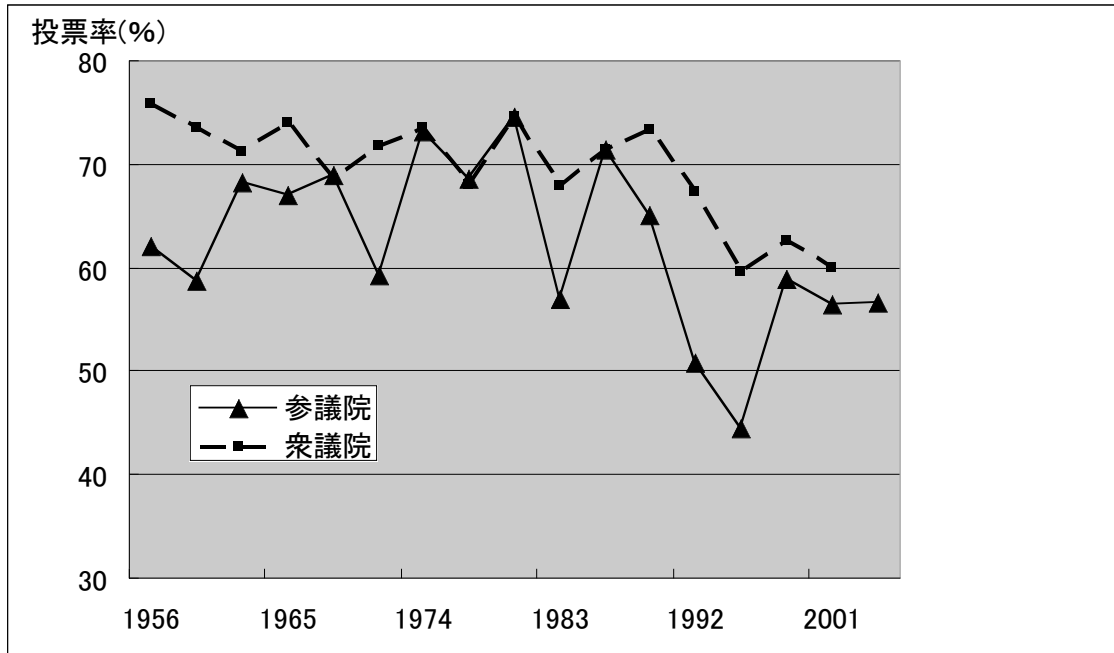


表1 分析結果

	係数	標準誤差	t値
定数項	63.47964	8.165644	7.773991
1票の格差	1.281476	0.720705	1.778086
接戦度	5.699471	1.974931	2.885909
完全失業率(%)	-1.251335	0.629583	-1.987562
1人あたり行政投資額(千円)	0.024661	0.011049	2.231896
賃金率(円/時間)	0.00094	0.0027	0.348368
第3次産業就業者割合(%)	-0.097376	0.167926	-0.579874
若者率(%)	-0.957852	0.356717	-2.68519
短期居住年数者割合(%)	1.011108	0.721504	1.401389
決定係数(自由度修正済)	0.557651		

** 5%有意 * 10%有意

表2 基本統計量

	平均	標準誤差	中央値	標準偏差	分散	最小値	最大値	合計
1票の格差	2.37023478	0.1327601	2.37708975	0.91015742	0.82838652	1	5.03639718	111.401035
接戦度	0.63101373	0.03447884	0.58450777	0.23637499	0.05587314	0.21682964	0.98630444	29.6576452
完全失業率	4.85319149	0.14862462	4.6	1.01891909	1.03819611	3.2	8.4	228.1
1人あたり行政投資額(千円)	151.945858	8.57256879	146.715734	58.7705707	3453.97998	68.8958758	298.504565	7141.45532
賃金率(円/時間)	2325.08973	39.2312667	2275.12869	268.956014	72337.3375	1891.82796	3270.09747	109279.217
第3次産業就業者割合(%)	61.8116786	0.74902095	60.818807	5.13502891	26.3685219	53.3091834	74.2486373	2905.14889
若者率(%)	16.2337174	0.32393715	15.8713364	2.22080119	4.9319579	12.4582879	20.9874265	762.98472
短期居住年数者割合(%)	7.2782764	0.18018498	6.92143619	1.23528597	1.52593142	5.61044214	11.349906	342.078991
有効投票率(%)	55.7649974	0.61851628	56.0318887	4.24033396	17.9804321	46.6864722	65.7541754	2620.95488

参考 1

日本国憲法第 14 条（法の下での平等、貴族制度の禁止、栄典）

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

参考 2

公職選挙法第 164 条の 3（他の演説会の禁止）

選挙運動のためにする演説会は、この法律の規定により行う個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を除くほか、いかなる名義をもつてするを問わず、開催することができない。
2 公職の候補者以外の者が 2 人以上の公職の候補者の合同演説会を開催すること、候補者届出政党以外の者が 2 以上の候補者届出政党の合同演説会を開催すること及び衆議院名簿届出政党等以外の者が 2 以上の衆議院名簿届出政党等の合同演説会を開催することは、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

参考 3

公職選挙法第 151 条の 5（選挙運動放送の制限）

何人も、この法律に規定する場合を除く外、放送設備（広告放送設備、共同聴取用放送設備その他の有線電気通信設備を含む。）を使用して、選挙運動のために放送をし又は放送をさせることができない。

参考 4

公職選挙法第 142 条（文書図画の頒布）

衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及び第 1 号から第 2 号までに規定するビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

1. 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙にあつては、候補者一人について、通常葉書 35000 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 7 万枚
2. 参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者一人について、通常葉書 15 万枚、中央選挙管理会に届け出た 2 種類以内のビラ 25 万枚
2. 参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては、候補者一人について、当該都道府県の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数が一である場合には、通常葉書 35000 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 10 万枚、当該都道府県の区域内の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区の数が一を超える場合には、その一を増すごとに、通常葉書 2500 枚を 35000 枚に加えた数、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 15000 枚を 10 万枚に加えた数（その数が 30 万枚を超える場合には、30 万枚）

参考 5

公職選挙法第 143 条（文書図画の掲示）

選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

1. 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

2. 第 141 条（自動車、船舶及び拡声機の使用）の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
 3. 公職の候補者が使用するたすき、陶章及び腕章の類
 4. 演説会場においてその演説会の開催中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類
 - 4 の 2. 個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙の場合に限る。）
 5. 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター（参議院比例代表選出議員の選挙にあつては、公職の候補者たる参議院名簿登載者が使用するものに限る。）
- 《改正》平 12 法 118

2 選挙運動のために、アドバルーン、ネオン・サイン又は電光による表示、スライドその他の方法による映写等の類を掲示する行為は、前項の禁止行為に該当するものとみなす。

3 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙については、第 1 項第 4 号の 2 の個人演説会告知用ポスター及び同項第 5 号の規定により選挙運動のために使用するポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）は、第 144 条の 2 第 1 項（ポスター掲示場）の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ 1 枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

4 第 144 条の 2 第 8 項の規定によりポスターの掲示場を設けることとした都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙については、第 1 項第 5 号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、同条第 8 項の規定により設置されたポスターの掲示場ごとに公職の候補者一人につきそれぞれ 1 枚を限り掲示するほかは、掲示することができない。

5 第 1 項第 1 号の規定により選挙事務所を表示するための文書図画は、第 129 条（選挙運動の期間）の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示することができる。

6 第 1 項第 4 号の 2 の個人演説会告知用ポスター及び同項第 5 号の規定により選挙運動のために使用するポスターは、第 129 条の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示しておくことができる。

7 第 1 項第 1 号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、選挙事務所ごとに、通じて 3 をこえることができない。

8 第 1 項第 4 号の規定により掲示することができるポスター、立札及び看板の類の数は、演説会場外に掲示するものについては、会場ごとに、通じて 2 を超えることができない。

9 第 1 項に規定するポスター（同項第 4 号の 2 及び第 5 号のポスターを除く。）、立札及び看板の類は、縦 273 センチメートル、横 73 センチメートル（同項第 1 号のポスター、立札及び看板の類にあつては、縦 350 センチメートル、横 100 センチメートル）をこえてはならない。

10 第 1 項の規定により掲示することができるちようらの類は、それぞれ 1 箇とし、その大きさは、高さ 85 センチメートル、直径 45 センチメートルを超えてはならない。

11 第1項第4号の2の個人演説会告知用ポスターは、長さ42センチメートル、巾10センチメートルをこえてはならない。

12 前項のポスターは、第1項第5号のポスターと合わせて作成し、掲示することができる。

13 第1項第4号の2の個人演説会告知用ポスターには、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければならない。

14 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第1項第1号及び第2号の立札及び看板の類、同項第4号の2の個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員の選挙の場合に限る。）並びに同項第5号のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第141条第7項ただし書の規定を準用する。

《改正》平12法118

15 都道府県の議会の議員及び長の選挙については都道府県は、市の議会の議員及び長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項第4号の2の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の場合に限る。）及び同項第5号のポスターの作成について、無料とすることができる。

《改正》平12法118

16 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第199条の5（後援団体に関する寄附等の禁止）第1項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第1項の禁止行為に該当するものとみなす。

1. 立札及び看板の類で、公職の候補者等一人につき又は同一の公職の候補者等に係る後援団体のすべてを通じて政令で定める総数の範囲内で、かつ、当該公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて2を限り、掲示されるもの

2. ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの（公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び第19項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示されるものを除く。）

3. 政治活動のためにする演説会、講演会、研修会その他これらに類する集会（以下この号において「演説会等」という）の会場において当該演説会等の開催中使用されるもの

4. 第14章の3（政党その他の政治団体等の選挙における政治活動）の規定により使用することができるもの

17 前項第1号の立札及び看板の類は、縦150センチメートル、横40センチメートルを超えないものであり、かつ、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）の定めるところの表示をしたものでなければならない。

18 第 16 項第 2 号のポスターには、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては名称）及び住所を記載しなければならない。

19 第 16 項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

1. 衆議院議員の総選挙にあつては、衆議院議員の任期満了の日の 6 月前の日から当該総選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間
2. 参議院議員の通常選挙にあつては、参議院議員の任期満了の日の 6 月前の日から当該通常選挙の期日までの間
3. 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日の 6 月前の日から当該選挙の期日までの間
4. 衆議院議員又は参議院議員の再選挙（統一対象再選挙（第 33 条の 2 第 3 項から第 5 項までの規定によるものを除く。次号において同じ。）を除く。）又は補欠選挙（同条第 3 項から第 5 項までの規定によるものに限る。）にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（同条第 7 項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第 1 項又は第 3 項から第 5 項までに規定する遅い方の事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間
5. 衆議院議員又は参議院議員の統一対象再選挙又は補欠選挙（第 33 条の 2 第 3 項から第 5 項までの規定によるものを除く。）にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（同条第 7 項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第 2 項に規定する遅い方の事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が告示した日の翌日又は当該選挙を行うべき期日の 6 月前の日のいずれか遅い日から当該選挙の期日までの間
6. 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙のうち任期満了による選挙以外の選挙にあつては、当該選挙を行うべき事由が生じたとき（第 34 条第 4 項の規定の適用がある場合には、同項の規定により読み替えて適用される同条第 1 項に規定する最も遅い事由が生じたとき）その旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が告示した日の翌日から当該選挙の期日までの間